

教えて!マイナンバー No.1



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

マイナンバー (社会保障・税番号)制度が始まります

平成25年5月に「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が公布され、マイナンバー制度が導入されることになりました。



平成27年10月から 住民票の住所地に通知カード送付
平成28年1月から マイナンバーの利用開始

○マイナンバーってどんな制度?

マイナンバーとは、正式には「個人番号」といい、国内に住民登録のある全ての方に付番される12桁の番号のことです。

マイナンバー制度は、このマイナンバーを使って複数の行政機関が保有している個人の情報を同一人の情報であるということの確認をするための仕組みであり、次のような効果が期待されています。

1. 公平・公正な社会の実現

所得やほかの行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れることや不正な受給の防止に役立ちます。これにより、本当に困っている方へのきめ細かな支援ができます。

2. 市民の利便性の向上

年金や福祉などの手続きで添付書類が省略されることにより、市民の負担が軽減されます。

行政機関にある自分の情報を確認したり、さまざまな行政サービスのお知らせをスムーズに受け取ることができるようになります。

3. 行政の効率化

行政機関などでさまざまな情報の照合、入力などに要する時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間における作業の重複などの無駄を省くことができます。

○民間事業者におけるマイナンバーの取り扱い

平成28年1月以降、健康保険や年金、税などにおける届出や法定調書の作成時に従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

マイナンバーの利用・提供・保管には制限がありますので、その適正な取り扱いにご注意ください。

○法人番号の指定

企業などの法人にも13桁の法人番号が指定され、平成27年10月以降に国税庁から書面により通知されます。

■コールセンター

マイナンバー制度について、ご不明な点は、国のマイナンバーコールセンターへお問い合わせください。

受付時間 平日 午前9時30分～午後5時30分 (土日祝日・年末年始を除く)

【日本語窓口】0570-20-0178 (全国共通ナビダイヤル)

【英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応窓口】0570-20-0291 (全国共通ナビダイヤル)

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

○ホームページ

内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

■問合せ先 情報政策課 情報化推進担当 ☎055(262)4111